

# 平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑦)

政策名(※1)	政策7:地域主権型社会を担う地方税制度の構築		分野	地方行財政		
政策の概要	地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	地域主権改革を推進するための税制を構築する。					
政策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	47,579	41,383	33,756	35,457
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	47,579	41,383		
執行額(千円)		33,095	36,992			
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	平成24年度税制改正大綱(閣議決定)	平成23年12月10日	<p>第1章1(3)地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革 地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成24年度税制改正においては、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入や税負担軽減措置等の見直しを行います。引き続き、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。</p> <p>第2章9(1)地方税の充実 地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築します。</p>			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国:地方=52.8:47.2 (平成21年度決算) 【22年度】	国:地方=54.7:45.3 (平成22年度決算) 【23年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 35.8% (平成21年度決算) 【22年度】	地方税の割合 35.2% (平成22年度決算) 【23年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.7倍 (平成21年度決算) 【22年度】	最大値/最小値 2.6倍 (平成22年度決算) 【23年度】	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	-	地域決定型地方税制特例措置導入件数 2件 【23年度】	具体的取組について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。法制化が必要なものは、平成24年度税制改正から実現を図る。
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	100項目を見直し(うち63項目を廃止・縮減、全体項目数286項目→241項目※) ※東日本大震災に関する特例措置を含んでいない。 【22年度】	46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減) 【23年度】	平成22年度税制改正以後4年間で、全286項目(平成22年度税制改正前)を見直す。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方間の税源配分比率について、平成22年度決算における国と地方の税収比は54.7:45.3となっており、地方の税収比率は低下している。これは、平成21年度決算においてリーマンショック(H20.9)以降の景気の後退に伴い、景気の動向に大きく左右される国の法人税が大幅に減少していたものが、平成22年度決算においては約2.6兆円増加したこと等によるものであり引き続き地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直していく。</li> <li>・歳入総額に占める地方税の割合について、平成22年度決算における地方税の割合は35.2%となっており、地方税の割合は減少している。これは、地方譲与税の譲与額や地方交付税の額などが増加した一方で、地方税において、個人住民税が平成21年の経済状況が依然として厳しい状況であったことの影響を受け約1兆円減少したこと等によることから歳入総額に占める地方税の割合が減少したものであり、引き続き地方税の割合の拡充を目指していく。</li> <li>・地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較について、平成22年度決算における比較は2.6倍となり地方税全体の偏在度が縮小した。これは、地方法人特別譲与税の譲与額が平年度化したこと等により偏在性の是正が図られているものである。</li> <li>・住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施することについて、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))を導入。平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件を導入した。</li> <li>・地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担軽減等を行う「政策減税措置」の項目数について、この3年間で286項目のうち195項目、約7割の項目数について見直しを行った。</li> </ul>
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度税制改正は、税負担軽減措置等の見直しを行うとともに、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)として、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方公共団体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにすることとし、地方公共団体の判断に委ねる税負担軽減措置等を設けており、地域主権改革を進めていく観点から有効な改正であると考えます。</li> <li>・また、平成24年度税制改正大綱では、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること、また、税を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととしたところ。</li> <li>・社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成の観点から、税収が景気の動向に比較的左右されにくく、安定的であり、地方の基幹税目の中でも最も偏在性が少ない地方消費税の税率の引上げを含む税制抜本改革法案を国会に提出し、8月10日に可決・成立したところ。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大するという観点から、学識経験者等からなる「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」を開催し、今年度においては「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、集中的に検討を行った。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制調査会<a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/index.html">http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/index.html</a></li> <li>・税制改正大綱<a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf">http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf</a></li> <li>・平成24年度地方税に関する参考計数資料<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h24.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h24.html</a></li> <li>・税制改正(地方税)<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html</a></li> <li>・地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html</a></li> </ul>
---------------------------	---

担当部局課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課 北崎秀一 課長	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。